

# 訪問介護 日常生活支援総合事業重要事項説明書

<2024年6月1日現在>

## 1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 徳洲会
代表者名	東上 震一
所在地・連絡先	(住所) 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号 (電話) 06-6346-2888 (FAX) 06-6346-2889

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人徳洲会 訪問介護 四季
所在地・連絡先	(住所) 古河市鴻巣1175-1 (電話) 0280-47-0086 (FAX) 0280-47-1107
事業所番号	0870401585
通常の実施地域	古河市、境町、五霞町（茨城県） 加須市、久喜市（埼玉県） 野木町（栃木県）

### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	営業時間
年中無休	8:00~20:00 (備考*20:00以降必要に応じて対応可能)

### (3) 職員の勤務体制

従業員の職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤（兼務） 1人
訪問介護員	訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤換算 2.5以上

### 3 サービス内容

1 身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助)
2 生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)
3 その他	相談援助

### 4 利用料、その他の費用の額

#### (1) 訪問介護の利用料

##### 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は、介護保険負担割合証に準じます。  
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

	20分未満	20分以上 30分未満	30以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
身体介護	163単位	244単位	387単位	567単位
	20分以上45分未満		45分以上	
生活援助	179単位		220単位	

#### 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

##### サービスの実施による加算

夜間（午後6時から午後10時・ 早朝（午前6時から午前8時） の加算	1回につき基本利用料の25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時） の加算	1回につき基本利用料の50%加算します。
緊急訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合、100単位を加算します。

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、ほかの訪問介護員に同行した場合に、200単位加算します。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	加算の基準に適合していると県より認可を受けています。1か月当たりの総単位数に22.4%を算定します。

### 通院等乗降介助

1回利用につき	97単位						
距離	5km迄	6km迄	7km迄	8km迄	9km迄	10km迄	1km増すごとに
運賃	500円	600円	700円	800円	900円	1000円	100円

- \* 通院等乗降介助を利用できる方は、要介護認定者で、特段の理由のある方に限ります。
- \* 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。
- \* 1回あたりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。
- \* 介護報酬告示額に、介護職員等処遇改善加算Ⅱ(所定単位数×22.4%)、地域区分毎の加算(1単位=10.42)をかけて計算した金額です。
- \* 距離別運賃については介護保険外の請求となります。

### (2) 日常生活支援総合事業の利用料

#### 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は、介護保険負担割合証に準じます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

日常生活支援 総合事業	訪問型独自サービスⅠ 1週間に1回程度訪問	訪問型独自サービスⅡ 1週間に2回程度訪問	訪問型サービスⅢ 1週間に3回程度訪問
1ヵ月料金	1176単位	2349単位	3727単位

\* 利用料は介護報酬告示額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ(所定単位数×22.4%)、地域区分毎の加算(1単位=10.42)をかけて計算した金額です。

## 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、ほかの訪問介護員に同行した場合には、200単位加算します。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	加算の基準に適合していると県より認可を受けています。 1か月当たりの総単位数に22.4%を算定します。

### (3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方においても交通費の請求は致しません。

### (4) キャンセル料（要介護のみ）

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の24時間前までに連絡があった場合	無 料
利用日の朝までに連絡があった場合	利用料自己負担部分の50%
現場キャンセル	利用料自己負担部分の100%

### (5) その他

①サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者のご負担となります。

②通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

## 5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

② 毎月、15日前後までに前月分の請求をいたしますので、口座振替にてお支払い下さい。

お支払い確認後に領収書を発行し、次月分の請求書と合わせて郵送させていただきます。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 塚原久美子
-------------	-----------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5)虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会での検討結果について従業者への周知徹底をいたします。

## 7 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとします。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

## 8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 9 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

主治医	病院名 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（            ）
	住 所	
	電話番号	

## 10 損害賠償について

- ① 当該事業所において、事業者の責任で利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同等とします。
- ② ただしその損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償を減じる場合があります。

## 11 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 管理責任者 塚原 久美子 電話番号：0280-47-0086
古河市役所福祉部高齢福祉課	所在地 茨城県古河市駒羽根1501番地 電話番号：0280-92-5838
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町978番地26 電話番号：029-301-1550

※行政窓口については、通常の事業の実施地域にある全ての関係市区町村を記載のこと。

## 12 利用者等の意見を把握する体制、第3者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況	あり	実施日	
		結果の開示	あり      なし
なし			
第3者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり      なし
なし			

